

5 福保高施第 5 8 5 号

令和 5 年 6 月 1 9 日

都内各有料老人ホーム設置者 殿
(八王子市内を除く)

東京都福祉保健局高齢者施策推進担当部長

梶 野 京 子

(公 印 省 略)

有料老人ホームに係る報告の徴収について（依頼）

日頃より東京都の高齢者福祉保健行政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記の件につきましては、東京都有料老人ホーム設置運営指導指針及び厚生労働省通知により、重要事項説明書及び決算書等の提出を依頼しているところですが、令和 5 年度は下記のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1 提出書類等

- (1) 重要事項説明書・介護サービス等の一覧表・都指針適合表（以下「重説等」）
- (2) 法人の経営状況報告書
- (3) 変更届（変更がある場合のみ提出）

2 作成上の注意

- (1) 詳細は下記ホームページを御覧ください。様式はホームページからダウンロードできます。

福祉保健局ホームページ「令和 5 年度有料老人ホームの報告徴収について」

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/yuuryou/houkoku.html>

(東京都福祉保健局トップページ→高齢者→高齢者施設→有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）→令和 5 年度有料老人ホームの報告徴収について)

(2) 重説等

ア 重要事項説明書作成要領を参考に、必ずホームページよりダウンロードした最新の東京都指定様式により作成してください。令和5年6月に様式更新しております。

最新の様式以外が使用されている場合は再提出を依頼することがありますので、ご注意ください。

イ 適合表で指針不適合となる項目については、適合表備考欄に、不適合の具体的な状況、指針適合に向けて検討している内容及び改善の期限を明記してください。

ウ 今年度は報告基準日を7月1日時点とします。

報告基準日は、令和5年7月1日として作成してください。

エ 東京都福祉保健局のホームページにて公表している重要事項説明書は、今回提出された最新版に更新します。そのため、提出期限を守るようお願いします。

オ 重要事項説明書等は、入居者及び入居希望者に対して、入居契約に関する重要な事項を説明し情報を開示することを目的として、作成及び入居者等への交付が老人福祉法により事業者には義務付けられているものです。したがって、事業者の責任において、事実に基づき作成されるものであることに十分留意してください。

(3) 法人の経営状況報告書

ア 都指定の様式（Excel）にて提出してください。

イ 複数の施設を運営されている法人の場合、法人の経営状況報告書を施設数分提出する必要はありません。1部の提出で結構です。

ウ 場合により、追加資料の提出（例：財務諸表（貸借対照表・損益計算書等））を求めることがあります。予めご承知おきください。

注意 ・Excel ファイルのセルの位置等、体裁は変えずに記入ください。

・PDF 等に変換せず提出ください。

(4) 変更届

変更がある場合は、変更届を提出してください。変更届は原則郵送で、紙での提出をお願いいたします。なお、「事業所の建物の構造・区画・用途」、「前払金・利用料」、「定員」の変更については、事前協議が必要です。

(5) 消費税の取り扱いについて

重要事項説明書等に分かりやすく記載し、入居者へ丁寧に説明できるようにしてください。

課税の判断は、税務署に確認ください。

3 提出方法（詳細は2(1)のホームページを参照ください。）

(1) 重説等、法人の経営状況報告書については、電子メールに添付して提出してください。

(2) ファイル名はそれぞれ、下記のとおり変更してご提出ください。

①重説等 ファイル名：施設番号_重説等（施設名）

例）9999_重説等（都庁ホーム）.xlsx

②経営状況報告書 ファイル名：法人番号_法人経営（法人名）

例）999_法人経営（都庁株式会社）.xlsx

(3) 施設番号及び法人番号が不明の場合は下記ホームページの「6 施設番号、法人番号」でご確認ください。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/yuuryou/houkoku.html>

(4) 変更届については、郵送により提出してください。

4 提出期限

令和5年8月21日（月曜日）必着

期限に遅れた場合、東京都福祉保健局ホームページで公表している重要事項説明書の最新版への更新が、今年度中に完了できない恐れがあります。期限に余裕を持って提出してください。

5 提出先及び問合せ先

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課 有料老人ホーム担当

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

TEL 03-5320-4296、4537（直通）

FAX 03-5388-1391

E-mail: ml-henkou@section.metro.tokyo.jp

メールの件名は「法人名（報告徴収）」としてください。

6 その他

(1) 令和5年7月1日以降開設の施設及び高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅として登録している施設は、本通知の対象

外となります。

（２）令和５年７月より、東京都福祉保健局の組織改編の影響でホームページが新アドレスに移行します。この文書内のリンクをクリックすると、新ホームページの該当ページに自動的に遷移します。新ホームページが表示されない場合、上記お問い合わせ先までご連絡ください。